引取業及びフロン回収業の届出

番号	申請書等	形式的な事項等	変更	廃止
1	□引取業 □フロン回収業 届出書	登録に応じた様式、郵便番号、電話番号、 登録番号、ふりがな、廃止の場合は通知 書を添付		
2	誓約書	登録に応じた様式		_
a.個人	の営業者で住所又は氏名の変更 ※1			
3a	申請者の住民票の写し ※2	本籍地の記載があるもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、3か月以内のもの		_
b.法定代理人の住所又は氏名の変更				
3b	法定代理人の住民票の写し ※2、3	本籍地の記載があるもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、3か月以内のもの		_
c.法人の商号及び本店住所の変更 ※1				
3c	登記簿記載事項証明書 ※2	3か月以内のもの	\Diamond	_
d.【引取業】事業所の追加、フロン類の確認体制の変更				
3d	エアコンディショナーに冷媒としてフロン 類が含まれているかどうかを確認する体制 を説明する書類	確認方法を記載した書類又は技術者の資 格証の写し等、事業所ごとに必要	\Diamond	_
e. 【フ	プロン類回収業】事業所の追加、フロン類回収	又設備の変更		
3e	フロン類回収設備の所有権を有することを 証する書類	事業所ごとに必要	\Diamond	
4e	フロン類回収設備の種類及びその設備の能 力を説明する書類	取扱説明書又はカタログ等、申請書に記載した回収するフロン類との整合性	, <	_
f.事業	所の名称及び所在地に係る変更・廃止			
3f	事業所の見取図		\Diamond	
g. 役貞	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
3g	登記簿記載事項証明書 ※2	法人申請の場合、3か月以内のもの	\Diamond	_

【備考】

・登記簿記載事項証明書とは、商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登 記簿に記録されている事項を証明した書面になります。

◇変更した内容が確認できるものが必要になります。

- ※1 既に登録を受けている者から別の者に変更する場合、新規登録が必要になります。
- ※2 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、原本をお持ちください。
- ※3 法定代理人が法人の場合、その法人の登記簿記載事項証明書が必要になります。